

地域包括支援センター（3圏域）事業運営業務委託（債務負担行為）プロポーザル実施要領

1 件名

- (1) 地域包括支援センター（東部圏域）事業運営業務委託（債務負担行為）
- (2) 地域包括支援センター（中部圏域）事業運営業務委託（債務負担行為）
- (3) 地域包括支援センター（西部圏域）事業運営業務委託（債務負担行為）

2 目的

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、現在、本市における日常生活圏域（以下「圏域」という。）である東部圏域、中部圏域及び西部圏域に、高齢者はつらつセンターとして3か所体制で運営している。

今般、各センターについて、事業の専門性が発揮され、利用者の利便性の向上とより質の高いサービス提供が可能となるよう、センター業務の受託を希望する法人を募集する。

応募単位は各センターごととする。なお、複数のセンターに応募することができる。

3 募集するセンターの担当圏域及び人口等（令和6年4月1日現在）

圏 域	総 人 口	高齢者人口
東部圏域	25,915 人	7,622 人
中部圏域	33,033 人	9,671 人
西部圏域	20,500 人	7,022 人

※第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業における請求件数

圏 域	直接担当	委託担当
東部圏域	1,802 件	192 件
中部圏域	2,206 件	304 件
西部圏域	1,594 件	320 件

4 業務内容

別紙「仕様書（案）」のとおり

※ ただし、西部圏域についてのみ、五日市出張所（あきる野市五日市4-1-1番地、以下「出張所」という。）内の事務所を使用することができることとする。なお、出張所を使用する場合の賃料・光熱水費は市の負担とし、その他の一切の経費は受託者の負担とする。

5 運用財源等

- (1) 委託料の額

3年間の委託料の額については、次の提案限度額の範囲内で見積額を提示すること。

ただし、消費税については、消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）第 14 条の 3 第 5 号の規定に基づき非課税とする。

また、各年度の委託料の額がわかるよう、1 年ごとに作成すること。

なお、1 年目の委託料の額については、事務用備品、事前準備期間の施設賃貸料、施設の改修費などの初期費用を含んだ見積額を提示すること。

<提案限度額>（3 か年合計）

（東部圏域） 126,650 千円

（中部圏域） 141,650 千円

（西部圏域） 127,430 千円

（2） 第 1 号介護予防支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業における、第 1 号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント費用）は、委託料とは別に受託者の収入とする。

（3） 指定介護予防支援業務

指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費（介護報酬）は、委託料とは別に受託者の収入とする。

6 プロポーザルの目的

本プロポーザルは、受託候補者を特定するに当たり、価格のみの競争ではなく、事業者の実績、経験、技術力、企画力等が受託候補者としての適格性を有しているかを確認するために行うもので、プロポーザルに参加する事業者が提出する提案書等の内容及びヒアリング等の状況进行评估し、最も高い評価を受けた事業者を受託候補者として特定する。ただし、参加がない場合又は参加事業者の中に適格者がいない場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

7 実施形式

実施形式については、公募型プロポーザル方式とする。

なお、複数圏域の受託の提案も可能とするが、1 圏域ごとの受託単位で提案すること。

また、複数圏域の受託の提案をしても、1 圏域のみの受託となる場合がある。

8 参加資格

参加資格を有する者は、次の全ての要件を満たしている者とする。ただし、次のいずれかに該当しないこととなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

（1） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。

（2） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始申立てが

なされている者でないこと。

- (3) 令和6年9月4日(水)から令和6年11月13日(水)までの間において、あきる野市競争入札参加有資格者指名停止基準による指名停止措置又はあきる野市契約における暴力団等排除措置要綱(平成22年あきる野市通達第37号)による入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (4) 法第115条の22第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (5) 包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、医療法人並びに社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人及びNPO法人のいずれかであり、かつ介護保険サービスを提供する(福祉用具貸与・販売のみは除く。)事業所を有する法人であること。

9 参加申込書の提出

- (1) 提出期限 令和6年10月11日(金)午後5時
- (2) 提出先 あきる野市健康福祉部高齢者支援課高齢者支援係(市役所1階南側)
- (3) 提出方法 持参又は郵送(期限までに必着)
- (4) 提出部数 正本及び副本1部の計2部
- (5) 提出書類

【指定様式】

- ・ 様式第1号 参加申込書
- ・ 様式第2号 介護保険法第115条の22第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書
- ・ 様式第3号 法人が実施している介護サービスの状況等調書

【所定の様式又は任意様式】

- ・ 法人概要・会社概要等のパンフレット
- ・ 法人の定款・寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- ・ 法人の履歴事項全部証明書(登記簿謄本)(提出の日前3か月以内に発行されたものの)
- ・ 法人代表者の印鑑証明書(提出の日前3か月以内に発行されたもの)
- ・ 確定した過去3か年の経営成績や財務状態等を明らかにするための財務諸表(貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及び株主資本等変動計算書(キャッシュ・フロー計算書))
- ・ 確定した最新の法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書その1(税務署で発行され、未納額がないことが確認できるもの)、法人住民税及び法人事業税の納税証明書(市町村及び都道府県で発行され、未納額がないことが確認できるもの)

1 0 資格審査

参加資格者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格の結果について、令和6年10月16日（水）に参加希望者に通知する。

1 1 企画提案書等の提出

- (1) 受付期間 令和6年10月28日（月）午前9時から11月1日（金）午後5時まで
- (2) 提出先 あきる野市健康福祉部高齢者支援課
- (3) 提出方法 持参又は郵送（期限までに必着）
- (4) 提出部数 正本1部及び副本6部の計7部
- (5) 提出書類

【指定様式】

- ・ 様式第4号 地域包括支援センター運営に関する事項（法人概要）
- ・ 様式第5号 地域包括支援センター運営に関する事項（基本方針）
- ・ 様式第6号 地域包括支援センター運営に関する事項（事業方針）
- ・ 様式第7号 地域包括支援センター運営に関する事項（開設日程）※
- ・ 様式第8号 地域包括支援センター運営に関する事項（事務所設置計画）※
- ・ 様式第9号 地域包括支援センター運営に関する事項（職員確保）※
- ・ 様式第10号 地域包括支援センター運営に関する事項（危機管理体制）※
- ・ 様式第11号 地域包括支援センター運営に関する事項（経費積算表）
（法人代表者印を押印したもの）※

- ・ 様式第12号 地域包括支援センター運営に関する事項（独自提案）※

※ 複数のセンターの受託を希望する場合は、上記（5）の様式のうち、様式第7号から様式第12号までの書類をセンター毎に作成して提出すること。

- (6) その他

提出書類は、A4版縦型フラットファイルに左綴じとし、インデックスを項目ごとに貼りつけること。

1 2 審査方法

この審査に当たっては、本プロポーザルのために組織されたあきる野市地域包括支援センター事業運営委託プロポーザル審査委員会において、圏域ごとに提案書の審査及びプレゼンテーション・ヒアリングによる審査を行い、最高得点を得た事業者を受託候補者に特定する。

1 3 評価基準（審査項目）※3センター共通

審査項目		評価の視点	配点	
1 法人の実績				
①高齢者福祉及び介護サービスの活動実績		活動実績は十分か	5	10
②経営の安定性		経営の状況はどうか	5	
2 運営の基本方針				
① 応募動機		応募動機は適切か	5	10
② 運営方針		運営方針は適切か	5	
3 事業方針				
① 総合相談支援業務の取組		各事業を適切に理解しているか 取組は適切か、 実効性は認められるか	10	110
② 高齢者虐待防止等の権利擁護業務の取組			10	
③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の取組（特に地域の関係機関等との連携）			10	
④ 地域ケア個別会議の運営に関する取組			10	
⑤ 認知症に関する支援の取組			10	
⑥ 生活支援体制整備に関する取組			10	
⑦ チームアプローチの取組			10	
⑧ 任意事業の取組			10	
⑨ 介護予防ケアマネジメントの取組			10	
⑩ 指定介護予防支援事業所としての取組			10	
⑪ 公正・中立性の確保に対する考え方や取組			10	
4 開設日程・事務所設置計画				
① 開設までの準備計画		準備計画は適切か	10	30
② 開設予定地の選定の考え方		事務所の位置や設置環境は適切か	10	
③ 建物や施設・設備		事務所の形態は適切か	10	

5 職員確保				
① 職員配置計画	三職種の資格は適切か（確認のみ）、職員配置計画は適切か、実効性は認められるか	10	30	
② 法人における職員確保に関する状況	欠員となった場合の対応方法は適切か、実効性は認められるか	10		
③ 職員研修等の実施	職員の資質向上や専門性向上に向けた取組は適切か、実効性は認められるか	10		
6 危機管理				
① 個人情報の保護・管理	個人情報保護の意義や必要性を理解しているか、取扱いの考え方は適切か	5	15	
② 災害時・緊急時の24時間対応の体制	災害時や緊急時の対応や処理体制は適切か	5		
③ 苦情対応方法や体制	苦情に対する対応方法や体制は適切か	5		
7 独自提案（サブセンターの設置等その他付加価値業務の追加など）		10	10	
8 提示金額		5	5	
合計		220		

なお、提出書類が所定の形式に適合していない者、期限までに提出しなかった者及び提出書類に虚偽の記載をした者は、0点とする。また、最高得点を取得した者が2人以上ある場合は、提示金額が低い者を受託候補者とし、提示金額が同額の場合はくじ引きとする。

また、出席した審査委員の評価点を合計した点数を、出席した審査委員の数で割った点数が満点の3／5に満たない参加者は、受託候補者として特定しない。

1 4 審査形式（プレゼンテーション・ヒアリング）

（１） 日程

令和６年１１月１３日（水）（時間と場所については、後日通知する。）

（２） プレゼンテーション等時間

１応募者につき４５分以内※複数圏域の受託提案があるときは１圏域につき２０分を加算する。

（応募書類等について説明１５分以内、質疑応答２０分程度、その他セッティング及び撤収１０分程度を含む。）

（３） 説明者

業務の責任者及び担当で、３人以内とする。

（４） その他

プレゼンテーション等の順番については受付順とする。

プロジェクターの使用可（プロジェクター及びスクリーンは市で用意する）。

1 5 質問の提出及び回答

（１） 提出方法

本プロポーザルに関する質問については、質問書（様式第１３号）に要旨を記載し、電子メールで提出するものとする。

（２） 受付期限

令和６年１０月２３日（水）午後５時

（３） 提出先

あきる野市健康福祉部高齢者支援課 原宛

メールアドレス 050301@akiruno-info.tokyo.jp

（４） 回答方法

令和６年１０月２５日（金）までにメールで回答する。なお、応募者間の公平を期すため、質問、回答内容の全て（ただし、質問者を特定する部分を除く。）を参加申込書を提出した全員へメールで送信する。

1 6 日程

プロポーザル説明会（動画配信）	令和 6 年 9 月 6 日（金）～ 令和 6 年 1 1 月 1 3 日（水）
参加申込書の提出期限	令和 6 年 1 0 月 1 1 日（金）午後 5 時
参加資格審査結果通知書の送付	令和 6 年 1 0 月 1 6 日（水）
質問の受付期間	令和 6 年 1 0 月 1 6 日（水）～ 2 3 日（水）午後 5 時
質問に対する回答	令和 6 年 1 0 月 2 5 日（金）
企画提案書等の受付期間	令和 6 年 1 0 月 2 8 日（月）～ 1 1 月 1 日（金）午後 5 時
プレゼンテーション・ヒアリング	令和 6 年 1 1 月 1 3 日（水）
審査結果の通知（発送）	令和 6 年 1 1 月 1 5 日（金）
地域包括支援センター運営協議会の承認	令和 6 年 1 2 月中旬
契約の締結	令和 6 年 1 2 月中旬
審査結果の公表	令和 6 年 1 2 月下旬

1 7 審査結果の通知及び公表

プロポーザル参加者全員に対し、審査委員会において審査した結果をプロポーザル審査結果通知書（様式第 8 号）により通知する。

審査結果については、受託候補者として特定した者の名称及び点数並びに参加した事業者の点数（事業者名は非公開）をあきる野市ホームページで公表する。なお、審査委員会における審議の内容は、非公表とする。

1 8 契約の締結

（1） 契約・委託期間

ア 契約期間 契約締結日の翌日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

イ 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

（2） 契約方法

プロポーザル方式により受託候補者を決定した後、仕様書の内容については、提案された内容を踏まえるなど、市との協議により内容を一部変更して確定させる。

なお、仕様内容を確定した上で、あきる野市地域包括支援センター運営協議会の承認を得て契約を締結することとなる。

(3) 委託契約の解除

次の事由に該当した場合、契約期間の満了を待たずに委託者である市は、受託者との契約を解除することができるものとする。

ア 受託者が法令等を遵守しない場合

イ 受託者が適切、公平、中立に業務を実施しておらず、市の是正に従わない場合

ウ その他市が必要と認める場合

なお、受託者の都合により、受託者による予告のない解除権の行使は認めない。

1.9 その他留意点

- (1) プロポーザルに参加する全ての費用は、プロポーザル参加者側の負担とする。
- (2) 提出期限以降における提出書類（提案書等）の修正又は変更は、認めないものとする。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、あきる野市が承諾したときは、この限りでない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、あきる野市競争入札参加有資格者指名停止基準に基づき、指名停止措置を行うものとする。
- (4) 提出書類の返却は、行わないものとする。
- (5) 提出された企画提案書等は、あきる野市情報公開条例（平成9年あきる野市条例第17号）に基づき、情報公開請求の対象となる。ただし、受託候補者の特定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の公開とする。
- (6) 万が一選定後に受託候補者が辞退する場合、市に損害が生じたときには、その費用の賠償を請求する。
- (7) 令和7年4月1日から円滑に業務を開始できるよう、令和6年度中に、業務の引継ぎや準備、事業計画等の作成、研修への参加などを行うこと。ただし、その場合の経費等は受託候補者が負担するものとする。

<書類の提出先及び問合せ先>

住 所：〒197-0814 東京都あきる野市二宮 350

担 当：あきる野市健康福祉部高齢者支援課高齢者支援係 原

電話番号：042-558-1111 内線 2632

FAX 番号：042-558-1172

メー ル：050301@akiruno-info.tokyo.jp